

平成27年(ワ)第180号 南相馬市原発損害賠償請求事件

原告 高田一男 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面(96)

2020年2月25日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 広田 次 男

同 弁護士 大木 一俊

同 弁護士 坂本 博之

同 弁護士 深井 剛志

### 第1 故郷喪失慰謝料の意義、及び、避難慰謝料との区別

1 原告らが請求する故郷喪失慰謝料は、避難慰謝料との間に質的な差異がある慰謝料であること（故郷喪失慰謝料の意義、避難慰謝料との区別の必要性）

(1) はじめに

原告らは、これまで述べてきた「避難慰謝料」以外に、「故郷喪失慰謝料」という損害項目についての賠償も求めている。

故郷喪失慰謝料と避難慰謝料は、福島原発事故による包括的平穏生活権の侵害によって生じた有形無形の損害の賠償を求めるものである、という限りで共通する。しかし、故郷喪失慰謝料が求める賠償（損害の填補）と、避難慰謝料が求める賠償（精神的慰撫）とは、本質的に異なるものである。

る賠償（損害の填補）とは、次に述べるように、質的に全く異なるものである。

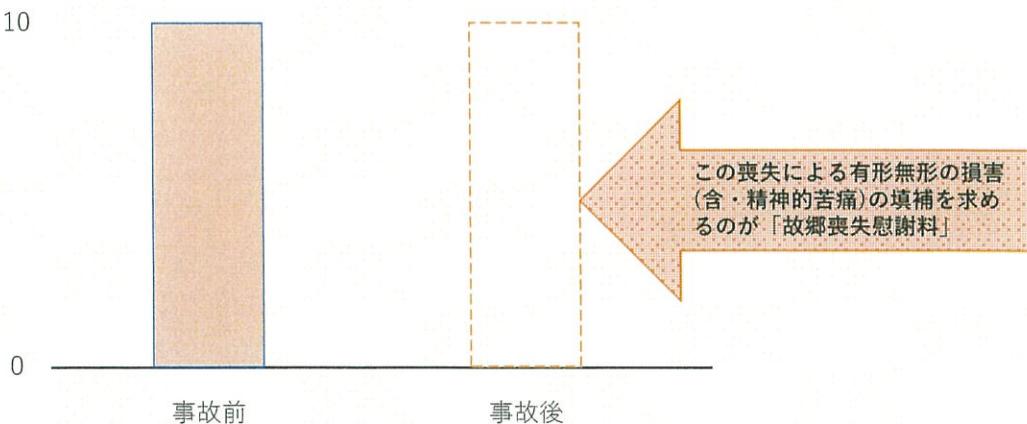
### （2）故郷喪失慰謝料が求める賠償とは

福島原発事故以前、原告らは、各自の帰属する地域コミュニティ等の生活基盤から有形無形の諸利益を享受することで、平穏な生活を営んでいた。しかし、福島原発事故以後は、生産人口の減退等による地域コミュニティ等の生活基盤の衰退という形で、これまでその生活基盤から享受できていた有形無形の諸利益を（程度に差はある）将来にわたって喪失することとなった。

故郷喪失慰謝料とは、福島原発事故によって、上記のような形で失われた「各自の生活基盤から享受できていた有形無形の諸利益」について、失われたことによる精神的苦痛も含めて、その填補（原状回復）を求めるものである。

言い換えると、「もともと『10』あった利益が福島原発事故によって『9』乃至『0』になってしまったので、元通り『10』に戻せ」（原告らの思いに即して言い換えると、「元の生活を返せ」）というのが、故郷喪失慰謝料の趣旨なのである。

なお故郷喪失慰謝料が填補を求める損害を、後述のとおり、環境経済学的には「損失」（loss）と呼ぶ。



### （3）避難慰謝料が求める賠償とは

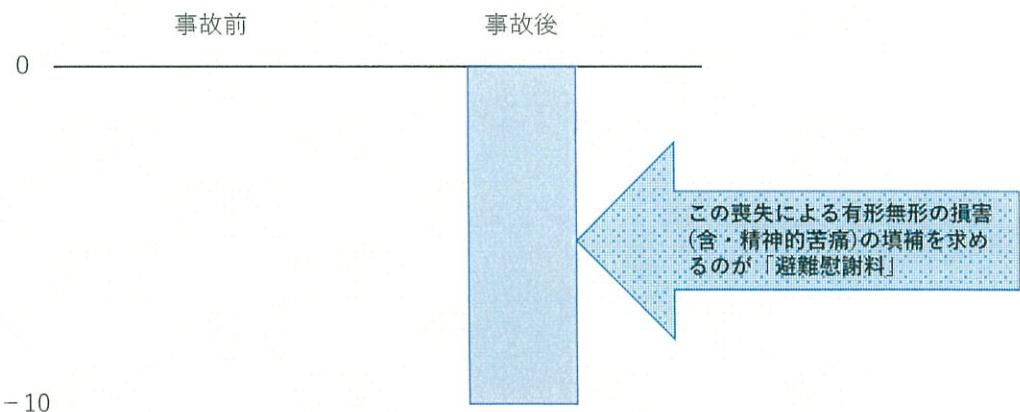
これに対して避難慰謝料は、福島原発事故によって避難することを余儀なくされた原告らが、避難をせざるを得ない状況に置かれて被ることとなった著しい日常生活阻害による有形無形の損害について、その填補（原状回復）を求めるものである。

すなわち原告らを含む南相馬市の住民らは、福島原発事故によって一定期間、避難を余儀なくされる状況に置かれることとなった。そして余儀なくされた避難先生活は、原告らに対して、事故前における平穏な生活環境を失ったこととは別個の損害－いわば、新たな負担－を課すものとなった。

避難慰謝料とは、故郷喪失慰謝料によって事故前における平穏な生活環境を失ったことそれ自体による有形無形の損害が填補されることを前提として、平穏な生活環境を一定期間失ったことから派生した避難生活による著しい日常生活阻害について、その填補（原状回復）を求めるものなのである。

言い換えれば、「福島原発事故によって『-1』乃至『-10』という不利益が新たに生じてしまったので、元通り『+0』に戻せ」（原告らの思いに即して言い換えれば、「避難によって受けた苦しみを贖え」<sup>1)</sup> というのが、避難慰謝料の趣旨なのである。

なお、避難慰謝料が填補を求める損害を、後述のとおり、環境経済学的には「出費」（expense）と呼ぶ。



#### （4）小括（区別の必要性があること）

ア このように、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とは、填補を求める損害の内容に質的な差異がある。そうである以上、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とは理論的

<sup>1)</sup> 「原告らの思いに即して言い換えれば……『』」という一文を入れている趣旨は、第1陣の最終準備書面においても指摘されていた「原告ら自身の実感」を強調する趣旨。故郷喪失慰謝料については「元の生活を返せ」でいいとして、避難慰謝料につきそれ以外に適切な言葉を見つける必要がある。もっとも、個人的には適切なフレーズが見つからなかったので、ひとまず「避難によって受けた苦しみを贖え」とのみ記載した。

に区別可能であって、かつ、損害の適切な経済的評価（ひいては「被害の原状回復」という不法行為制度の趣旨）の観点から、区別されなければならないのである。

イ それにもかかわらず、例えば福島原発避難者損害賠償請求事件（第一陣）の第一審判決（福島地裁いわき支判平成30年3月22日）のように「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」とか「包括的・総合的に評価する」等の理由で両者を区別せずに損害認定を行った。

原賠審の指針に基づき避難慰謝料が支払われている本件において、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を区別せずに損害認定を行うこと、避難慰謝料の支払いをもって損害の質が全く異なる故郷喪失慰謝料の支払もなされたと評価されることとなる。このような認定では、福島原発事故の損害の実態を適切に把握できていなければなりません。原告らに生じた損害に対する適切な賠償が行われないと、意味において「被害の原状回復」という不法行為制度の趣旨に反するものであると言わざるを得ない。

ウ 以上のとおりであるから、故郷喪失慰謝料は、避難慰謝料と明確に区別されなければならない。

## 2 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料を区別することの合理性

(1) 故郷喪失慰謝料と避難慰謝料の上記区別は、環境経済学の見地から正当化される合理的区別であること

ア 以上のような故郷喪失慰謝料と避難慰謝料との区別は、法律学以外の社会科学の見地からも正当化可能である。

例えば環境経済学を専門とする寺西俊一（一橋大学名誉教授（以下「寺西教授」という）は、以下に述べるように、環境経済学の見地から、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料とが区別されるべきものであることを指摘する（甲A133）。

イ まず、寺西教授は、原告らの請求する避難慰謝料を「強制的および自発的な避難生活を余儀なくされていることに伴う影響と被害」と定義し、また、故郷喪失慰謝料を「長年住み慣れた生活の場を突如として剥奪され、これまで帰属

してきた地域コミュニティが断裂ないし壊滅に等しい状況に陥っている事態に伴う影響と被害」と定義している。

ウ その上で寺西教授は、

①故郷喪失慰謝料は「福島原発事故の前に何らかの形でプラス（positive）の意味ないし価値をもって存在していた対象が『事故後』において失われた場合（ないし、失われつつある、さらには、失われてしまう可能性がある場合）」という意味での損害（「損失」（loss））であり、また、

②避難慰謝料には「福島原発事故の前にはなかったが、『事故後』において各種の『損失』に派生して直接的・間接的に発生しているもの」という意味での損害（「出費」（expense））であって、

③①と②は「まったく異なった2つの損害」である旨指摘している。

エ 上記のような寺西教授の区別は、カール・ウィリアム・カップ（Karl William Kapp, 1910年～1976年）が提唱した「社会的費用論」に基づくアプローチである。

すなわち<sup>2</sup>、「社会的費用論」においてカップは、①私的生産活動の結果として第三者や社会全体（将来世代も含む）が被る「損失」（loss）を無視されがちな「費用的要素」（cost elements）と捉え、かつ、「損失」から派生して直接ないし間接的に発生てくる各種の「出費」（expense）についても丹念に拾い上げた上で、②こうした「損失」と「出費」について、本来は誰が責任をもって考慮し負担すべきなのか、そのための制度的枠組みはどうあるべきなのか、という極めて重大な問題を提起していた。

オ カップによる問題提起の主眼は、実際に引き起こされてきた（あるいは引き起こされている）社会にとっての否定的諸事象（有害な諸影響）をできるだけ幅広く網羅的に把握することにその意図があった。そして、このようなカップの問題提起につき寺西教授は、「環境経済学での分野では周知のことだが、カッ

---

<sup>2</sup> 「すなわち」以下は、寺西教授の意見書を自分なりに要約したものである（このような要約で間違いがないのか）。

プによる社会的費用論は、戦後日本が直面した各種の深刻な公害・環境問題に対する経済学的考察において欠かせない分析視角を与えるものとなった」と評価している。

力 その上で寺西教授は、今回の福島原発事故に伴う影響や被害についても、その経済的評価を行う上で、カップの提起した「損失」と「費用」をめぐる問題として理論的に位置づけることができる旨指摘し、福島原発事故における故郷喪失慰謝料が「損失」(上記ウ①)、避難慰謝料が「出費」(上記ウ②)という形でそれぞれ理論的に区別されることを示したのである。

キ 上記オのとおり、カップによる「損失」と「費用」というアプローチは、実際に引き起こされてきた（あるいは引き起こされている）社会にとっての否定的諸事象（有害な諸影響）ができるだけ幅広く網羅的に把握することにこそ、その意図がある。

そして、このようなアプローチは、福島原発事故による広範かつ多岐にわたる損害を適切に把握する上で有効であって、かつ、それは最終的には不法行為制度の趣旨である「被害の原状回復」に繋がるものである。その意味で、上記アプローチによる故郷喪失慰謝料と避難慰謝料との区別は、両者の区別の根拠として積極的に採用されるべきである。

(2) 避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別するという考え方自体は、原子力損害賠償紛争審査会でも前提とされている考え方であること

ア また、上記1のような避難慰謝料と故郷喪失慰謝料との区別自体は、以下に述べるように、原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審」という）においても共通の理解とされているところである（なお原賠審の指針上の問題点につけては、本稿においては省略する）。

<sup>3</sup> 第4次追補における一括賠償の位置づけをどのように考えるか。本文のように考えると、第4次追補の一括賠償は故郷喪失慰謝料（帰還不能者のみ）に対する一部弁済と考えるのが素直な考え方となる。この点について、第1陣の最終準備書面は、①損害の算定方法に問題がある（つまりは故郷喪失慰謝料の賠償として不十分である）と主張しているのか、それとも②避難慰謝料の前払いであるから故郷喪失慰謝料に対する弁済ではないと主張しているのかが、個人的には不明瞭だった。①だとすれば分かりやすい立場である。これに対して②だとすれば、最終準備書面の主張だけでは論理の飛躍があるよう思う。「避難慰謝料の前払い」的な算定方

イ 原賠審は、その中間指針（平成23年8月5日）の「6 精神的損害」の中で、「避難対象者」については、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（「指針」I①）として、一定の賠償金額を定めている。この「日常生活の著しい阻害（日常生活阻害慰謝料）」は、本件において原告らが請求する避難慰謝料に相当するものである。

ウ ところが原賠審は、このように避難慰謝料を個別に賠償項目として設定しているにもかかわらず、第四次追補（平成25年12月26日）の備考の中で、第四次追補における一括賠償につき、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」と説明している。これは、原告らが請求する故郷喪失慰謝料のうち、帰還不能となった原告らに対するものに相当するものと言える。

エ このように原賠審は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」という、避難慰謝料とは別個の精神的苦痛が存在することを前提に、賠償指針を策定している。

つまり、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料とを区別することは、原賠審の指針とも整合する解釈なのである。

（3）「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」ことは、両者の区別を否定する理由とはならないこと

ア そして、このように理論的な区別が可能であるならば、「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」ことは、両者を区別して損害認定することを否定する理由とはならない。そのことは、次に述べる従来の裁判実務からも明らかである。

イ 周知のように、今日の交通損害関係訴訟では、身体侵害を伴う不法行為における慰謝料については、「傷害慰謝料」と「後遺障害慰謝料」とに区別する形で

---

法を強調するのであれば、例えば、割増賃金請求訴訟における判別可能性に関する議論を援用できないか等を検討する必要があるよう思う。

の損害認定がなされている。

両者は、身体侵害を伴う不法行為によって生じた精神的苦痛であるという意味において共通する。

それにもかかわらず両者が区別して損害認定されているのは、前者が填補を求める損害が「身体侵害（負傷等）それ自体に伴う苦痛」、後者が填補を求める損害が「身体侵害による後遺障害によって社会生活上の不利益としての苦痛」というように、理論的に区別することが可能であることによるものと考えられる（窪田充見編「新注釈民法（15） 債権（8）」（有斐閣、2017）参照）。

ウ 上記のように理論的に区別が可能な慰謝料であっても、身体侵害を伴う不法行為によって生じたものである以上、相互に密接に関連し合い、かつ、考慮要素の点で重複するものも存在する<sup>4</sup>。しかし、現在の裁判実務において、この両者の区別を「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」という理由で区別せずに認定する判断がなされることはない。

エ そうだとすれば、故郷喪失慰謝料と避難慰謝料についても、理論的に区別が可能である以上、「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」という理由で区別して損害認定をすることを否定するべきではない。

（4）避難慰謝料と故郷喪失慰謝料を区別する考え方は、千葉地裁平成29年9月22日判決でも採用されていること

ア なお、千葉地裁平成29年9月22日判決（以下「千葉地裁判決」という）は、次の（ア）乃至（ウ）のように述べて、「避難慰謝料」とは別に「故郷喪失慰謝料」を支払う義務が被告に存することを認めた。

（ア）「本件事故により生じる精神的苦痛に係る損害のうち、避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものについては、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と因果関係のある精神的損害として、賠償の対象となるというべきである」（千葉地裁判決192頁）

<sup>4</sup> 例えば、赤い本186頁以下は、入通院慰謝料（傷害慰謝料）に使用する別表の選定につき、他覚所見の有無を考慮する。他覚所見の有無は後遺傷害慰謝料の有無を検討するに当たつても重要な考慮要素であることからすれば、入通院慰謝料と後遺傷害慰謝料の考慮要素には重複が見られると言って差し支えないか。

(イ) 「中間指針第四次追補は、…帰還困難区域に居住していた住民は、『長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念の余儀なくされた精神的苦痛等』を賠償の対象とすることとした。ここでは、従来暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛という要素が大きく、これらに係る損害は必ずしも避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものであると言える」(千葉地裁判決191頁)

(ウ) 「また、避難指示解除準備区域については、一応将来の避難指示解除が見込まれる地域とされていたものの、その具体的な期間は不明であり、居住制限区域についても、避難指示解除までの期間はある程度長期化されることが見込まれていた。現時点では避難指示が解除されたり、解除の見込みが立っている地域もあるが、やはり相当期間にわたり長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされた面があり、このことによる精神的苦痛も生じたと考えられる」(千葉地裁判決191頁)

イ このように千葉地裁判決は、福島原発事故による包括的平穏生活権の侵害を伴う不法行為の慰謝料について、避難慰謝料だけでは賄いきれない精神的苦痛が存在する場合には別個にそれを賄うための損害項目を立てるべきであること、地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛が避難生活に伴う慰謝料では賄いきれるものではないこと等を指摘している。

このような千葉地裁判決の判断は、福島原発事故による原告らの損害の認定に際して各損害の性質に着目して緻密な判断を行っているという点で、不法行為制度の趣旨に忠実な判断であると言える。

#### (5) 小括（区別することに合理性があること）

このように、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の質的な違いに着目して両者を区別することは、従来の訴訟実務の考え方にも適合するばかりか、法律学と同じ社会科学である環境経済学の見地や原賠審の指針とも適合するものであって、かつ、実際に千葉地裁判決においても両者を区別することを前提とした判決がすでに示

されている。

以上のとおりであるから、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の区別には合理性があるといえるのである。

## 第2 「ふるさと喪失・変容」の意義

### 1 はじめに

原告らは、本件原発事故により、原告らがそれまで居住していた地域（故郷）に大量の放射性物質が降り注ぎ、避難指示が出された結果、故郷から避難することを余儀なくされた。

その避難指示は、地域により多少の期間の違いはあるものの、長期にわたり継続した。

その結果、原告らは、故郷での生活を失った。

### 2 故郷の意義

原告らが主張する「故郷」とは、単に当該地域それ自体を指すものではない。

故郷での生活全般を指すものである。

すなわち、故郷とは、「原告ら避難者が本件原発事故前までその日常生活を送ってきた場、なりわい（生産）を営んできた場、そういうものとしての地域である」（甲A134、平成29年3月22日除本証人尋問調書4頁）。

### 3 原告らの故郷とその喪失

#### (1) 生活の場としての地域

##### ア コミュニティ

###### (ア) 本件事故前のコミュニティ

原告らは、故郷において、配偶者、子ども、孫、親、祖父母、ペットとともにひとつ屋根の下で生活してきた。

また、一緒に生活していなくても、同じ敷地内であるとか、極めて近いところに家族で生活していたことが多かった。こういう場合は、食事を一緒にとり、そのときにその日の話を交流するなどして、密接なコミュニケーション

ンをとっていたことも多かった。

これは、故郷の住民の多くが、家族との生活を大切に考え、家族で助け合って生活するという思いを強く持っていたからである。

家族が身近にいるために、故郷での生活は楽しく、安心したものであった。

このように、原告らにとって、祖父母、子、孫との生活は、人生に生きがい、豊かさを与えるものであるとともに、いつでも助け合える家族がいるということで、安心した日常生活を与えるものでもあった。

このように、家族が一緒に生活したり、近くに生活したりすることは、何気ない日常であるが、原告らにとってかけがえのない生活の一部であり、生きがいでもあった。

原告らの故郷では、近隣住民は隣組を作り、共同で生活していた。

隣組や集落で、イベントをやり、交流を深めることも行われていた。

また、隣組に限らず、近隣住民や家族、親戚間で、農作物や自然からとれた魚、山菜などをおすそけをしあい、近くまで来たら家によって話をして、困りごとがあれば助け合うという環境があった。

こうした関係を通じて、近隣住民はお互いのことを信頼し、頼りあえる関係性があった。

原告らは、それぞれ地域において職業に就いていた。その職場でのコミュニティもまた、原告らにとって、故郷での重要な人間関係であったことは言うまでもない。

原告らの職業は、原告らにとって、単に生活の糧を得るというだけではなく、職場の仲間や故郷の住民とのコミュニティの場でもあり、また生活する場である故郷をより良くするための活動の場でもあったのである。

#### (イ) 本件事故後のコミュニティの喪失

避難指示が解除された後も、様々な理由により、住民の帰還は進んでいない。

帰還できていない住民にとっては、故郷でのコミュニティの利益を享受できていないのは当然である。

また、帰還した住民についても、従来は、故郷の顔見知りの住民に囲まれていたことで、安心した、楽しい生活を築いていたが、いまは、その故郷の住民はほとんどいないのである。

特に若者世代の帰還者は少ないし、家族間でも、帰還する人としない人が分かれている。

そのため、助け合う家族や住民がおらず、安心して生活することはできない。また、家族や親しいコミュニティがいるからこそ、故郷での生活は楽しかったのである。そのような楽しみは、帰還しても回復しないのである。

さらに、前述のとおり、故郷の住民が帰還していても、賠償の格差により、それまでの気兼ねない人間関係に軋轢が生じてしまっている。

加えて、原発作業員という新しい住民が流入しており、コミュニティの構成員が大きく入れ替わってしまった。

その結果、親しいコミュニティの中で、安心した生活を送るということはできなくなってしまった。

すなわち、帰還の有無にかかわらず、家族、親せき、近隣住民、職場の関係、趣味のあう友人、故郷での様々な役割を通じた友人、そういった本件事故前に長期間かけて作られてきた故郷の濃密なコミュニティは、喪失ないし著しい変容をしてしまったのである。

## イ 自然

### (ア) 本件事故前の自然環境

原告らが居住していた故郷は、自然豊かな地域であった。

住居のすぐ近くに山々が広がり、川や海もあるという景観であった。

故郷の自然は、単なる景観ではない。これらの山々、川、海は、山菜、きのこ、魚介類の宝庫でもあった。

原告らは、日常的にこれらの山、川、海の自然の恵みを探り、それが

また、自然豊かな環境を生かし、農業や家庭菜園を行い、野菜や果物を育てる家庭が多くあった。

原告らは、これらの自然の恵みや水からが生産した農作物を自分たちだけで食べるのでなく、親戚や近隣住民におすそ分けしあうという生活をしており、原告らのうち、野菜や果物をほとんど購入したことがないという生活をしていた者も多く存在した。

また、海は海水浴場として、山は登山の場としても、地域住民のいこいの場であった。これらの自然とのかかわりは、故郷での生活に季節感をもたらしていた。

#### (イ) 本件事故による自然の喪失

本件事故により、原告らの故郷には多くの放射性物質が飛散した。

市街地は除染されたが、住居から 20 メートル以内ではない山林などは除染の対象とはされておらず、本件事故後 8 年 11 か月を経た現在においても、山林の除染はされていない。

そのため、山林は、いまでも高濃度の放射性物質が残置している場所であり、人が気軽に立ち入れるような場所ではないし、子どもを遊ばせることなど到底できない。

もはや、山林は、除染されていない「放射能により汚染された」場所の象徴である。

また、田畠はフレコンバックの仮置き場になるなど、本件事故前と景観が大きく変わってしまった。本件事故前と同様に景観を楽しんだり、自然の中で遊ぶことはできない。

さらに、人が田畠を耕すなどの営みもなくなってしまい、原発事故前の田園風景、里山の風景も失われた。

そのような除染されていない山林の自然の恵みからもまた、高い放射線量が測定されるのは当然である。

今では、自然は放射能汚染が除去されていない場所であり、そのような場所を遊び場や憩いの場と考える人はいない。

したがって、本件事故前の故郷の自然及びその自然の中での生活は、本件事故により喪失してしまった。

## ウ 自宅

### (ア) 本件事故前の自宅における生活

自宅は、故郷において、生活の基本である「住」そのものであり、生活の最も基本的な条件の一つである。

しかし、原告らの故郷においては、都会と異なり、自宅は「個人の家」に留まるものではなく、地域、コミュニティの一部という位置づけのものでもあった（除本調書6頁）。

すなわち、故郷においては、自宅は、冠婚葬祭や様々な行事のときに、多くの親戚や近隣住民が集まる場であり、多くの人が集まれるように広い居間や客間があることが多い。

日常的にも、親戚や近隣住民が訪問することが多く、家に上がってお茶を飲み、何時間も話をするということが行われていた。

故郷においては、知らない人はおらず、自宅は地域の一部でもあったから、昼夜問わず、また、家に人がいるか否かを問わず、鍵をかけないことは自然であったし、自分の家でなくても、勝手に上がり込んで待っているということも自然であった。

このように、自宅は地域の一部であり、地域住民との交流の場として重要なものであった。

### (イ) 本件事故による自宅の喪失

原告らの自宅は、東日本大震災で損傷したものもあるが、多くは倒壊に至ることはなかった。

そして、本件事故による避難指示が出されたため、原告らは自宅を十分修繕をすることができず、その結果、雨漏りがあり、家の中がカビだらけになっていた家も多かった。

また、避難指示により人間が住まなくなつたため、動物が餌を求めて自宅

内に侵入した結果、動物の糞尿の影響で悪臭がしたり、床や天井が腐ったりすることも多くあった。

これらの被害は、財産的な損害という意味に留まるものではない。むしろここで指摘されているのは、懐かしい自宅が荒らされ、思い出が失われたことである。獣害や虫害に加えて、こうした盜難による被害も相まって、住宅は全損し、故郷における自宅での生活が破壊されたという点で、故郷喪失という包括損害の一端をなしているのである。

## エ 文化

### (ア) 本件事故前の文化活動の状況

故郷には、古くから伝わる伝統文化が継承されており、それを意識的に維持、復活をする取り組みが続けられてきていた。

日祭神社の「神楽舞」がその一つである。また、地域の行政区が主体で担われるお祭りなどもよく行われていた。

これらは、地域の交流を深めるとともに、隣接ないし近接する地域間の交流を深めるものであった。

このような伝統文化は、意識して保存しなければ維持することはできない。

原告ら住民は、意識的にこのような伝統文化を維持する取り組みを行っていた。

### (イ) 本件事故により、伝統文化が喪失、変容したこと

しかし、本件事故により、伝統文化は喪失ないし変容した。

これから、故郷の住民が増えれば伝統文化が再開できるかというと、そう簡単ではない。除染労働者がいくら増えても、伝統文化の担い手になるわけではないからである。

避難先で伝統文化を再開するということもできない。

## (2) 生産の場としての地域

## **ア 事故前の状況**

原告らの故郷は、生活の場だけでなく、生産、すなわち職業生活の場でもあった。

人は一日のうち大多数の時間を生産活動にあてているため、職業生活の場もまた原告らにとって極めて重要なものである。

原告らの生産活動は、大きく分けて、農業、農業以外の自営業、その他の会社などへの就職に分類できる。

以下では、それぞれ論じる。

### **(ア) 農業活動**

農業は、故郷の自然に働きかける営みである。

各農家は、所有している農地の特性、故郷の自然の気候を徐々に理解し、どのようにして農作物の生産量を挙げるかということの知識を蓄積していく。

また、どのような農作物が当該農地にとって適しているのかということや、市場の地域や内容、需要の内容などに照らして、当該農地でどういう農作物を作ることが最適かということを検討する。もちろん、どういう農作物を作りたいかということも重要な考慮要素である。

このようにして、実際に農作物を作り、当該農作物、当該農地にあった農法を研究し、また品種改良等も研究しつつ、それぞれの農家に独特の農業を確立し、さらに向上させていているのである。

農業はこのような過程を経るのであるから、当然、何年、何十年にもわたる努力が当該農地や農法には蓄積している。

この蓄積は、ある農家一代内部で行われるにとどまらず、次の代、また次の代へと引き継がれ、成果の蓄積は徐々に増えていくのである。

このように、代々、農地や農法を改善させていくのであるから、農地は先祖代々の努力の結晶であり、農業従事者の農地への愛着は大きい。

### **(イ) 農業以外の自営業**

農業以外の自営業を営んでいた原告らもまた、故郷の自然環境を生かして

商売をしていた人も多い。

そして、事業を続ける中で、取引先の需要などを聞いて、事業内容を変化させ、事業を拡大していった。

また、事業の消費者が故郷の住人であることも多く、故郷の住民とのコミュニティと密接に関わっていた。

#### **イ 本件事故後の状況**

しかし、本件事故により、故郷での職業生活は喪失した。

##### **(ア) 農業**

すなわち、故郷での農業は、故郷での農地で営まれていたのであるが、現在、農地には除染廃棄物のフレコンバッグの仮置き場が設置され、農業が再開できない場所も多々ある。

さらに、故郷の農地はまだ、放射線量が高い。

また、放射能汚染のため、農業を再開することはできない。現に、出荷制限が多くあることはすでに述べた通りである。

また、除染した農地では、表土をはぎとっているため、栄養価の高い土が失われており、本件事故以前と同等の農業を再開することは困難である。

さらに、本件事故があったため、福島の農産物は、放射能により汚染されたというイメージが付いてしまっている。

そのため、農業を再開したとしても、本件事故前に比べ買い手がおらず、到底事業としてはやっていけない。

##### **(イ) 自営業、その他の会社などの職業生活**

故郷での自営業やその他の会社などにおける職業生活もまた、本件事故により失われた。

すなわち、故郷での自営業や会社は、故郷の住民を消費者としていたため、本件事故により避難指示が出され、住民が一部しか戻っていないような状況では、営業を継続することが困難である。

また、本件事故の影響で、原告らが勤めていた会社が、原告らの故郷での事業は採算が取れないとして、他の場所に移転したり、もしくは倒産したり

して、原告らは故郷での職業生活を喪失した。

また、解雇などはされなかつたが、避難先からの通勤や、勤務先の変更、避難者に対する差別により、仕事を継続することが難しくなつた例も多い。

以上の通り、原告らの故郷は、職業生活の場という性質を失つてしまつたのである。

### 第3 故郷（ふるさと）喪失・変容による損害の重大性

#### 1 本件事故後の南相馬の現状

##### （1）はじめに

事故直後の2011（平成23）年4月22日、南相馬市のうち、福島第一原発から半径20km圏外半径30km圏内で、計画的避難区域に指定された地域を除く場所は、「緊急時避難準備区域」に指定され、立ち入り制限はないが、自主的避難及び子ども、妊婦等の避難が促された。

その後、同年9月30日、これらの地域における「緊急時避難準備区域」の指定は解除された（訴状においては、この指定解除の日付を2012（平成24）年4月16日と記載していた（訴状85頁・同92頁）が、これを訂正する。）。

他方で、福島第一原発から半径20km圏内の地域には、事故直後の2011（平成23）年4月22日に、立ち入り制限及ぶ痛い今日命令が行われる「警戒区域」に指定されるなどして避難指示が出されていたが、2016（平成28）年7月12日、これらの地域の避難指示が解除された。

しかし、以下に述べるように、その後も故郷（ふるさと）喪失・変容の状況は続いている。

##### （2）事故後の人団減少

###### ア 南相馬市の人団動向

2017（平成29年）9月12日付け原告準備書面（13）でも述べたように、本件事故後における、南相馬市の人団の動向は次のとおりとなる（なお、避難元も避難先も南相馬市内の避難者は、避難元にカウントし

ている（甲A91の1～4）。

	2011年3月11日	2017年3月31日	差し引き	%
市全体	7万1561人	5万3917人	1万7644人	24.7
小高区	1万2842人	4967人	7875人	61.3
鹿島区	1万1603人	1万0367人	1236人	10.7
原町区	4万7166人	3万8583人	8533人	18.1

南相馬市全体では、本件事故当時の7万1561人から1万7644人も少ない5万3917人となっており、原町区についても、本件事故当時の4万7166人から8533人も少ない3万8583人となっている。

特に、市全体でも区毎でも、65歳以上の老人人口に比して、15歳から65歳までの生産人口は大幅に減少しており、とりわけ14歳以下の年少人口の減少率に至っては、小高区では80%を超え、市全体でも50%近くに及んでいる。

#### イ 南相馬市が様々な施策を講じても生産人口の回復に至っていないこと

南相馬市では、復興の一番の目安として生産人口の回復を挙げ、そのために幼稚園・保育園の無償化をゼロ歳児から実施すること、看護師志望者に対する生活費を含む無償修学資金支援を行うことなど、様々な施策を講じているが、その目的達成は困難な状況にあり、いまだに本件事故前の生産人口の回復にはほど遠い状況にある。南相馬市としては、老人人口に比して、生産人口が大幅に減少し、とりわけ将来の生産人口を担う年少人口が半減していることに対しては、危機感さえ抱いている。

生産人口の大幅な減少及び年少人口の半減の大きな要因は、子育て世代が戻っていないからであり、その原因是、本件事故及び先が見えず安全も保障された訳でもない本件原発の廃炉作業による放射能汚染を危惧しているからに他ならない。

#### （3）事故後の南相馬市の状況

加えて、南相馬市では、本件事故後に以下に述べる状況にある。

##### ア 住民の放射能汚染による健康不安が解消されないこと

まず、南相馬市の森林（甲A 9 2 参照）で、除染が実施されたのは 6 4 . 8 ha と森林全体の 0 . 3 % に過ぎず（甲A 9 3），また、南相馬市において除染の同意を得られていない画地は、2 0 1 6 （平成 2 8 ）年 7 月 1 1 日時点で 2 5 9 箇所ある（甲A 8 7 の 2 ）など、南相馬市市域の大半は、除染がなされないままとなっている。そのため、除染対象外の森林、川、湖沼に溜まった放射性物質が風雨によって、生活圏に飛散、流出して、除染後に再び空間線量が上昇することもあり得ることから、住民らは放射能汚染による健康不安を抱いている。

さらに、除染作業で生み出された大量の除染廃棄物（甲A 8 7 の 3 ）が、黒色のフレキシブルコンテナに入れられて、南相馬市内に合計 5 1 箇所存在する仮置き場に山積みされている（甲A 9 5 ）。しかも、これら除染廃棄物から放出される放射線量は非常に高い（甲A 8 8 の 2 ）。そのため、南相馬市の住民は、市内に点在する仮置き場に置かれた除染廃棄物の存在により、放射能汚染による健康不安を抱いている。のみならず、この除染廃棄物は、計画では中間貯蔵施設に搬入されることになっているが、中間貯蔵施設の建設は予定どおりには進んでいないこと（甲A 8 7 の 3 ）から、住民の放射線汚染による健康不安は長期にわたり続くことになる。

#### イ 教育環境の悪化

南相馬市原町区内の小学校の児童数は、本件事故前の 2 0 1 0 （平成 2 2 ）年 5 月 1 日時点での合計 2 6 7 0 名だったが、本件事故直後の 2 0 1 1 （平成 2 3 ）年 5 月 1 日時点では合計 7 9 0 名と本件事故前から 7 0 . 4 % 減となった。その後、2 0 1 3 （平成 2 5 ）年 5 月 1 日時点で 1 3 5 3 名（同 4 9 . 3 % 減）、2 0 1 7 （平成 2 9 ）年 5 月 1 日現在でも合計 1 5 4 0 名（同 4 2 . 3 % 減）と減少したままであり、児童数が本件事故前の水準に回復する見通しは立っていない。

同様に、原町区内の中学校の生徒数も、本件事故前の 2 0 1 0 （平成 2 2 ）年 5 月 1 日時点での合計 1 3 0 6 名だったが、本件事故直後の 2 0 1 1 （平成 2 3 ）年 5 月 1 日時点では合計 5 3 8 名と本件事故前から同 5 8 .

8 %の減となった。その後、2013（平成25）年5月1日時点では合計867名（同33.7%減）、2017（平成29）年5月1日現在でも914名（同30.1%）と減少したままであり、やはり生徒数が本件事故前の水準に回復する見通しは立っていない（以上甲A99）。

原町区内の小学校の児童数は本件事故前と比べ42.3%も、中学校の生徒数は30.1%も減少してしまっている。その要因は、若い世代、特に子育て世代が帰還していないからであり、今後もこの状況が改善される状況はない。南相馬市の住民にとって、本件事故後において、教育環境は悪化したといえる。

#### ウ 医療環境の悪化

原告ら代理人による聞き取りによると、2017（平成29）年8月7日時点における南相馬市の医療体制は、本件事故前と比較して以下のとおりであり、原発事故以前の体制を未だに回復していない。

まず、総合病院は、本件事故前は8か所あったが現在は5か所の再開に止まっている。病床数も、本件事故前はと比較して半数以下となっている。医療スタッフについても、看護師が不足している。現在も、市内の4病院で看護師が合計約100名不足している。さらに、設備については、介護、人工透析、精神科入院病棟等が不足している。そして、診療体制については、南相馬市立総合病院が予約制を取ったことから、他の医療機関が混雑し、診療が受けにくくなっている。

以上のように、南相馬市内における医療環境も、本件事故後には、住民にとって悪化してしまい（甲A98），現在も回復の目途が立っていない。

#### エ その他の生活環境の悪化

その他のも、南相馬市内では、本件事故後に、スポーツ用品店の「ゼビオ」は、本件事故後に閉店してしまい、原町区内に存在したスーパー・マーケットのフレスコ3店舗のうち、大木戸支店は求人が集まらないため、未だ再開できていないし、市内のコンビニエンスストアーやファミ

リーレストランでも、人が集まらないため、夜間の営業時間を短縮するなどの措置をとっている。

のみならず、本件事故後には、本件事故前と比較して、南相馬市内の農業、漁業、観光業製造業なども衰退しており、未だに回復していない。

そのため、南相馬市の住民にとっては、消費生活や経済生活を営むために必要な生活環境も、本件事故後に悪化している。

#### 才 小括

以上のように、南相馬市では、本件事故後に、放射能汚染による住民の健康不安が解消されず、教育環境も医療環境もその他の生活環境もいずれも住民にとって悪化してしまい、現在も回復の目途が立っていない。

これらの状況は、いずれも本件原発事故によって引き起こされた事態であるが、相互に関連するものもある。なぜなら、本件原発事故後に、放射能汚染による住民の健康不安が解消されないからこそ、小中学生ら子ども世代の人口が大幅に減少して、教育環境が悪化したといえるし、その親に当たる若い世代の人口が大幅に減少して、看護師ら医療スタッフの不足したことで医療環境も悪化したといえるからである。

そして、本件事故によって悪化した教育環境・医療環境・その他の生活環境は、いずれも住民の地域コミュニティを成り立たせるために必要不可欠な社会資本（インフラ）といえるが、これらの環境が悪化したまま回復の目途が立っていないことで、本件事故の後遺症が地域コミュニティの回復を不可能にしたといえるのである。

#### （4）各地域におけるコミュニティの喪失・変容

さらに、本件事故によって、福島第一原発から半径20km圏外30km圏内の各地域において、以下のようなコミュニティの喪失・変容が生じている。

まず、平成29年1月16日付け原告ら準備書面（7）などで述べたように、本件事故前には、老人会、婦人会、消防団、青年団などの地域組織が存在して活発に活動しており、また、盆踊り、文化祭、運動会などの地域行事

も盛んに行われていた。

ところが、例えば、福島第一原発から半径20km圏外30km圏内にある大甕上地区では、本件事故直後に緊急時避難準備区域に指定された2011（平成23）年4月22日までに、ほぼ全員が避難した後、2017（平成29）年8月1日の時点で、1戸を除く44戸が帰還しているが、44戸のうち10戸で、子育て世代と子（8戸・28名）あるいは若い世代（2戸・3名）が避難したままである。そのため、本件事故後には、人手が足りないことで、地域組織は、老人会は活動停止、婦人会は会員が1名のみとなってしまい、事実上の活動停止、若妻会は解散状態となり、本件事故後には、ほとんど活動をしなくなっているし、地域行事も、盆踊りと運動会は休止となつたままである。

また、大甕下地区でも、2011（平成23）年4月2日の時点でほぼ全員が避難したが、そのうち、福島第一原発から半径20km圏内にある14戸のうち、帰還しているのは1戸のみであり、後の13戸は避難したままである。

同様に、福島第一原発から半径20km圏内にある江井地区では、本件事故前に合計57戸、152人いた住民のうち、2017（平成28）年12月20日の時点で帰還したのは、37戸、95人に過ぎない。若い世代、特に子育て世代はほとんど帰還しておらず、子どもが帰ってきて小学校に通っている世帯は1戸だけである。このため、江井地区は、本件事故前と比較して、活気のない、将来性の失われた集落となってしまった。

他の地区でも、子育て世代や若い世代が避難したままであり、さらに、近くの福島第一原発から半径20km圏内の地域の住民らがほとんど帰還していないことの影響を受けて、同様に、地域組織はほとんど活動をしなくなったり、盆踊りや運動会などの地域行事も開催されなくなっている。

そのため、各地区における地域コミュニティは、本件事故前と比較して、大きく変容してしまっている。

## **第4 故郷喪失・変容の損害額**

### **1 はじめに**

第2において、故郷の実体とその機能、精神的拠り所としての価値及び、それらが本件事故により失われたことも述べた。

このようにして避難解除準備区域内（半径20km圏内）に居住していた原告らに対して生じた無形の損害、精神的苦痛は甚大なものである。

以下では、この損害を金銭的に評価した場合に、一人当たり2000万円はくだらないことを述べる。

### **2 故郷喪失損害の重大性**

#### **(1) 精神的損害の喪失**

故郷喪失損害は日常生活すべての喪失であり、原告らは、本件事故により、一瞬にして故郷の自然、人間関係の中で安心して送っていた日常生活のすべてを失った。

その日常生活は、一朝一夕にできるものではなく、各住民の日々の努力の積み重ねにより達成されたものであった。

しかも、各住民だけの努力ではなく、先祖代々の住民の努力や成果が蓄積したものでもあった。

これが失われることにより、原告らは上記のとおり、精神的なよりどころを失い、簡単に立ち直れない状況にある。

このように、故郷での日常生活全般の喪失というのは、住民各人の将来の全生活に影響を与えるほどの、重大な損害なのである。

#### **(2) 労災認定基準との比較**

##### **ア 福島地裁判決について**

福島地裁平成26年8月26日判決（甲A135）は、避難生活中のストレスについて、「ストレス－脆弱性」理論のストレス強度の評価表を援用しながら、本件原発事故と自死との間の因果関係を認めた。

この考え方は、故郷喪失慰謝料でも参考にできる。

## イ 具体的検討

### (ア) 原発事故により故郷全般が失われたこと

まず、本件原発事故により、故郷が全般的に失われたことを体験したことについては、「天災や火災などにあった」に該当する。

自死事件を除き、本件原発事故で直接人が死んだということではないが、それでも、被害が故郷全域に及ぶこと、生活全域に及ぶこと、その被害の期間が長期に及ぶことからすれば、その心理的負荷の強度はⅢに該当する。

### (イ) 職業生活が失われたこと

本件事故で、原告らは、故郷での職業を失っている。これは、原告らに原因があることではないから、「退職を強要された」に該当するといえ、心理的負荷の強度はⅢである。

### (ウ) 自宅が失われたこと

原告らは、本件事故で、故郷にある自宅での生活を失った。

自宅という財産の喪失という面に着目するだけでも、職場以外の心理的負荷評価の「多額の財産を損した又は突然大きな支出があった」に該当し、心理的負荷の強度はⅢである。

### (エ) コミュニティが失われたこと

故郷でのコミュニティが失われたことについては、「騒音等、家の周囲の環境が悪化した」（心理的負荷強度Ⅱ）、「親しい友人、先輩が死亡した」（心理的負荷強度Ⅱ）に準じるといえる。

コミュニティの住民とは連絡はほとんど取れず、コミュニケーションが取れないからである。

二つを併せて考えれば、心的負荷強度は高く、Ⅲに相当するといえる。

### (オ) 故郷での家族との生活が失われたこと

原告らは、故郷で家族との一家団欒の日常生活を行うことが困難になった者が多い。このことは、「家族が増えた又は減った」に該当し、心理的負荷の強度はⅠである。

#### (カ) 豊かな自然環境が失われたこと

故郷の豊かな自然環境が失われたことは、「騒音等、家の周囲の環境が悪化したに近い。心的負荷はⅡである。

#### (キ) 生活費代替機能が失われたこと

生活費代替機能については、地域生活利益の一つであり、無形の損害であるが、経済的に計算することは難しいため、ストレス強度の視点で分析する。

そうすると、経済的な負担が増加するということであり、「収入が減少した」に該当するといえる。心的負荷の強度はⅡである。

#### (ク) 賠償格差によるコミュニティ破壊

20キロ圏内の住民と20キロ圏外の住民の間などでは、賠償の格差により、故郷における人間関係が悪化している。

これは、もともとは親しいコミュニティでのできごとであるから、「友人、先輩に裏切られショックを受けた」とか「隣近所のトラブルがあった」に近い。いずれも心的負荷はⅡである。

#### (ケ) 他の地域生活利益

他の地域生活利益は、おおむね、上記生活費代替機能と同じく、経済的な負担の増加に引き付けて理解することができる。

いずれも、無形の損害だからである。

そうすると、「収入が減少した」に該当し、心的負荷の強度はⅡである。

### ウ 小括

以上の通り、原告らが故郷喪失により生じた精神的な苦痛は、心的負荷の程度がⅢないしⅡに該当するものが複数あり、精神的な苦痛は極めて大きいということができる。

### (4) 交通事故との比較

#### ア 交通事故損害との比較

また、原告らの損害は、交通事故損害とも比較可能なものである。

前述のとおり、原告らの故郷は、生産と生活の諸条件が一体となったもので

あり、原告らはそのふるさとの中で、楽しく、また安心して日常生活を送ってきた。そして、原告らは、故郷でそれぞれの人生を築き上げてきた。その中で、家や土地などの有形無形の成果を得、もしくは引継ぎ、また、家族や友人などとの人間関係を作り上げてきた。

このような故郷の中での生活により、原告らはアイデンティティ、自尊心などを築きあげてきた。

したがって、故郷というのは、原告らのアイデンティティや自尊心、家族やコミュニティ、土地や家、財産などの、故郷でのあらゆる成果が詰まったものである。

そのため、故郷での生活を失うことは、原告らが築き上げてきたすべてを失うことであり、原告らにとって、全人格性、全人間性が破壊されたに等しい苦しみを受けるのである。

その苦しみは甚大で、かつ長期にわたり継続するものであることは、すでに述べてきたとおりである。

このように、故郷の喪失は原告らにとって、全人格、全人間性を破壊するものであり、これは、死亡に匹敵する苦しみと言わざるを得ない。

#### **イ 死亡慰謝料の金額**

交通事故の裁判実務においては、死亡慰謝料の金額は、一家の支柱で2800万円、母親、配偶者で2400万円、その他で2000万円から2200万円という基準がある（いわゆる赤本の死亡慰謝料の項目）。

原告らの損害は、もちろん、死亡それ自体ではないが、死亡にも匹敵する苦しみである。

また、原告らの損害は、精神的苦痛のほかに、地域生活利益という有形無形の損害もあることからすれば、上記交通事故裁判実務の基準に照らしても、2000万円という金額は決して高い金額ではないのである。

#### **(5) 結論**

以上からすれば、原告らに生じた地域生活利益の無形の損害及び故郷を喪失した精神的苦痛の総額は、一人当たり2000万円を下るものではない。

### 3 福島第一原発から半径20km圏外30km圏内に居住していた原告の故郷喪失（ふるさと）慰謝料を1000万円と算定した根拠について

原告らは、本件訴訟において、福島第一原発から半径20km圏外30km圏外に居住していた原告らの故郷（ふるさと）喪失慰謝料1000万円を請求している。

ところで、交通事故などにより後遺症が発生した場合、被害者本人の後遺症慰謝料が1000万円と算定されるのは、当該後遺症が後遺障害等級第7級に該当するときとされている。ここで、後遺障害等級第7級に該当するケースとして、「13 両側の睾丸を失った」ときが挙げられている（いわゆる赤い本）。女性の場合には、両側の卵巣を失ったときにも、第7級13号が準用されると考えられている（新日本法規出版「後遺障害等級認定と裁判実務-訴訟上の争点と実務の視点-」第9章・474頁）。これらのケースは、交通事故等により、被害者が生殖機能を失ったことで、今後の子育てについての人生設計が完全に狂わされた場合である。

本件原発事故においても、既に述べたように事故後において、住民の完全な帰還は実現しておらず、特に若い世代が避難したままの地域が多く。そのため、地域コミュニティの組織は、消滅てしまっているか、存続していてもほとんど活動していない状況になっていて、しかもいずれも回復の目途が立っていない。さらに、本件事故後に地域住民の地域コミュニティを成り立たせるために必要不可欠な社会資本である教育環境・医療環境・その他の生活環境が悪化したまま回復不可能になった。そうすると福島第一原発から半径20km圏外30km圏内の住民であった原告らは、今後、帰還して生活を送っても、本件原発事故がなかつた場合に、本来あるべき（あったはずの）日常生活とは全く異なる形態での生活を送ることを余儀なくされ、今後の子育てについての人生設計が完全に狂わされた場合と同様の精神的な苦痛を被ったといえる。

したがって、福島第一原発から半径20km圏外30km圏内の原告らの故郷（ふるさと）喪失・変容の慰謝料は1000万円となる。

以上